

庁議（令和7年1月8日）結果について

- 1 開催日 令和7年1月8日（水）
- 2 場所 庁議室
- 3 出席者 市長、今井副市長、津田副市長、教育長
市長室長、企画政策部長、総務部長
- 4 説明者 産業振興部長、福祉部長、まちづくり政策部長、都市整備部長
- 5 事務局 秘書課長、広報課長、財政課長、行政総務課長
企画政策課長、政策担当長、企画政策課主査
- 6 付議事項

（1）平塚市文化公園会館の設置及び管理等に関する条例（案）について

概要	<p>1 条例新設の要旨 平塚市勤労会館、平塚市青少年会館及び平塚市教育会館の集会機能を平塚市教育会館の建築物を改修して統合し、平塚市文化公園会館として新たに設置するため新設するもの。また、これに伴い、既存の「平塚市勤労会館の設置及び管理等に関する条例」、「平塚市青少年会館の設置及び管理等に関する条例」及び「平塚市教育会館の設置及び管理等に関する条例」を廃止する。</p> <p>2 条例の内容 平塚市文化公園会館の設置及び管理等について必要な事項を定めるもの。</p> <p>3 施行日 令和8年4月1日</p>
結果	審議の結果承認された。

（2）平塚市の福社会館の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例（案）について

概要	<p>福社会館等のあり方の見直しにより、本条例の目的、利用対象者、事業等を見直すため、必要な規定を改正する。 なお、令和8年4月1日施行（南部福社会館は令和8年6月2日施行）とする。 また、これに伴い「平塚栗原ホームの設置及び管理等に関する条例」及び「平塚市立公民館の設置及び管理等に関する条例」の一部を条例改正する。</p>
結果	審議の結果承認された。

（3）重度障害者の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例（案）について

概要	<p>1 改正の背景と理由 高齢化の進行による親なき後問題や、重度重複障がいの相談・支援などの新たな課題やニーズに対応するため、障がい福祉施策の新設や拡充が求められる。新たな障がい福祉施策を展開するとともに、重度障害者医療費助成も時代に適合した持続可能な制度とするため、他市の状況を踏まえ、市単独事業の一部を見直す。</p>
----	--

	<p>2 改正の内容</p> <p>重度障害者医療費助成に年齢制限を設け、65歳以上で新規に受給資格該当となった方を対象外とする。ただし、見直し時点で既に制度の対象となっている方は、引き続き対象とする。</p> <p>3 施行日</p> <p>令和7年10月1日</p>
結果	審議の結果承認された。

(4) 平塚市景観計画の改定及びパブリックコメント手続の実施結果について

概要	<p>景観法では、良好な景観の形成に重要となる公共施設を「景観重要公共施設」として、施設の整備に関する事項と占用等の許可の基準を景観計画に定める制度が設けられている。県道608号（平塚停車場袖ヶ浜）や市道東海道本通り線、市道見附町7号線では、無電柱化や道路の美装化等の景観整備が行われており、今後もこれら良好な景観の維持、保全及び形成を図ることを目的に平塚市景観計画に景観重要公共施設を位置付けるとともに、路線ごとに「基本方針」、「整備に関する事項」、「占用許可基準」、「適用除外」及び「別途協議」を定める。</p> <p>また、景観法の一部改正による根拠規定にずれが生じている箇所等について改定を行う。</p> <p>平塚市景観計画（改定素案）について、パブリックコメント手続を令和6年8月16日から令和6年9月17日まで実施し、頂いた御意見と市の考えの取りまとめを行い、平塚市景観計画（改定案）を作成した。</p>
結果	審議の結果承認された。

(5) 平塚市営住宅条例の一部を改正する条例（案）について

概要	<p>1 改正の趣旨</p> <p>市営住宅駐車場の有効活用の対応やコンフォール平塚住宅の用途廃止に伴い、条例の一部を改正する。</p> <p>2 改正の内容</p> <p>駐車場の利用について見直すとともに、コンフォール平塚住宅の用途廃止に伴い別表を整備する。</p> <p>3 施行日</p> <p>令和7年4月1日</p>
結果	審議の結果承認された。

以上